

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

二四

◎鳥獣による農林水産業等に係る被害の

防止のための特別措置に関する法律の

一部を改正する法律

(平成二四年三月三十一日法律第一〇号(参))

一、提案理由(平成二四年三月三日・参議院本会議)

○小川勝也君

次に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業の被害については、平成十九年に制定された鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、農林水産大臣による基本指針の策定等により、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策が推進されております。

しかしながら、農山漁村では鳥獣による農林水産業の被害が拡大しており、これが農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地を拡大させるなど、農林水産業の衰退と地域の荒廃につながりかねない事態が生じております。そして、そのような事態が更なる鳥獣の増加と被害の拡大を招くという悪循環が生じております。また、人の居住地域への熊、イノシシ等の進入が頻発し、人の生命、身体への危険も現実のものとなっております。一方で、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者は減少、高齢化が進んでおり、鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保が急務となっております。

この法律案は、このような現状に鑑み、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資することを目的とするものであります。

以下、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、市町村の被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えることとしております。第二に、市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができることとしております。

第三に、国及び都道府県が講ずる財政上の措置として、被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記することとしております。

第四に、国及び地方公共団体が講ずる措置として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を図るため、必要な施設の整備充実等を明記することとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保に資するため、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置等を講ずるよう努めることとしております。

第六に、鳥獣被害対策実施隊員等について、銃砲刀剣類所持等取締法の技能講習に係る規定の特例を設けることとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は農林水産委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二四年三月二七日)

○吉田公一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

上げます。

.....(略).....

次に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、農林水産業等に係る被害の原因となつてゐる鳥獣の捕獲等にかかわる人材の確保等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る三月二十三日本委員会に付託され、本日、小川参議院農林水産委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二四年三月二七日)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

二六

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害を一層効果的に防止するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、鳥獣保護事業計画等に基づく捕獲隊その他の狩猟者の鳥獣被害対策実施隊への移行・加入を促進すること。
 - 二 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、各都道府県における射撃場の整備・拡充を促進すること。また、鳥獣の捕獲に従事する者の育成及び技術の向上を図るため、必要な施策を検討すること。
 - 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査を徹底することにより、鳥獣の個体数等の正確な把握に努めるとともに、その調査結果を被害防止対策に活用できるようにすること。
 - 四 シカ・イノシシ等の鳥獣について、周囲の安全を確保した上で、夜間に駆除できる仕組みを更に検討すること。
 - 五 猟銃等の所持許可の運用について、厳に国民の安全の確保や危害の防止等に留意しつつ、実態に即した見直しを検討すること。
- 右決議する。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。